

※ 下記のほか、米沢市から手当、給付など受けている場合は、担当課で手続きをお願いします。

	米沢市での手続き		新住所地での手続き
印鑑登録 をしている方	市民課 へ印鑑登録証をお返してください。 転出（予定）日の前日で廃止になります。 また、転出予定日までに印鑑証明書が必要にな った方はお問合せください。	1階 ⑦ ～ ⑪ 番	必要な方は、改めて印鑑登録の手続きをし てください。
国民健康保険 に加入している方	市民課 へ国民健康保険被保険者証をお返しくだ さい。		改めて加入手続きをしてください。 新住所地の世帯が国民健康保険に加入 している場合は、その保険証を持参し てください。
国民年金 に加入している方	特にありません。国外へ転出される方で任意加入 希望の方は <u>保険年金課</u> で手続きをしてください。	1階 ⑫ 番	特にありません。
後期高齢者医療 被保険者証 をお持ちの方	<u>保険年金課</u> へ被保険者証をお返してください。な お、県外へ転出の方には「負担区分等証明書」 をお渡しします。		改めて手続きをしてください。 < 必要なもの > ・負担区分等証明書（県外から転入の 場合）
介護保険 要介護（支援）認定 を受けている方 ・申請中の方	<u>高齢福祉課</u> で手続きをし、「受給資格証明書」 をお受け取りください。	1階 高 齢 福 祉 課 ⑬ 番	改めて手続きをしてください。 < 必要なもの > ・受給資格証明書 ・健康保険証
はり・きゅう・ マッサージ助成券 をお持ちの方	<u>高齢福祉課</u> へ助成券をお返してください。	⑬ 番 ・ 社 会 福 祉 課 ⑭ 番	
紙おむつ給付券・ 訪問理美容助成券 をお持ちの方	<u>高齢福祉課</u> へ給付券、助成券をお返しくだ さい。（障がい等で該当の方は <u>社会福祉課</u> へお 返してください）	⑭ 番	市区町村によって制度が異なります。 詳しくは、新住所地の市区町村役場へ お問い合わせください。
⑤ 医療証 をお持ちの方	<u>社会福祉課</u> へ医療証をお返してください。 転出（予定）日の前日で資格がなくなります。	⑭ 番	
⑦・⑧ 医療証 をお持ちの方 転出日： 年 月 日	<u>子育て支援課</u> へ医療証をお返してください。 転出（予定）日の前日で資格がなくなります。		
児童手当・ 児童扶養手当 を受けている方	<u>子育て支援課</u> で手続きが必要です。	1階 ⑭ 番	改めて手続きをしてください。
認定こども園・保育園・ 幼稚園・小規模保育事業所に お子さんが入所されている方	<u>子育て支援課</u> で手続きが必要です。		同じ施設を利用される方は、改めて手続 きをしてください。
小・中学校に通う お子さんがいる方	今までの <u>学校</u> から「在学証明書」と「教科用図 書給与証明書」をお受け取りください。	文 化 セ ン ター 4階	新住所地の教育委員会で手続きをし てください。 < 必要なもの > ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書
125cc以下のバイク 小型特殊自動車を 所有している方	市民課 で廃車届をし、「廃車証明書」をお受け 取りください。 < 必要なもの > ・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・印鑑	1階 ⑤ 番	改めて手続きをしてください。 < 必要なもの > ・廃車証明書 ・自賠責保険証 ・印鑑
個人番号カードを申請後 未交付のまま転出 される方	特にありません。		新住所地の市区町村役場で転入届の際に 手続してください。継続申請が必要です

米沢市から転出される方へ

新しい住所にお住まいになった日から14日以内に新住所の地番等を確認のうえ、新住所地の市区町村役場で転入届等の諸手続きをすませてください。郵便等での転入手続きはできません。
(正当な理由がなく、14日以内に届出をしないと、50,000円以下の過料に処せられる場合があります。)

転入届に必要なもの

- マイナンバーカード (交付を受けている方) ※暗証番号の入力が必要です。
- 転出証明書 (転出日や新住所地が変更になった場合でも、そのまま新住所地の市区町村役場に提出し、変更事項を申し出てください。)
- 届出する方の本人確認ができるもの (運転免許証、パスポートなど)
※ 官公署が発行した顔写真付の本人確認書類等をお持ちでない方は、事前に新住所地の市区町村役場にお問い合わせください。
- 印鑑
- 住民基本台帳カード (交付を受けている方) ※暗証番号の入力が必要です。
- 在留カード又は特別永住者証明書 (外国人の方)
※ 代理の方が届出をする場合も必ずお持ちください。正当な理由なく、住居地の(変更)届出をしないと20万円以下の罰金、在留資格の取消し対象等となる場合があります。

【注意事項】

- 転入にともなう手続き、必要書類については市区町村によって異なる場合があります。詳しいことは新住所地の市区町村役場へ確認してください。
- 転出届出後に引越しを取りやめた場合は、転出証明書を持参して転出取消の手続きをしてください。
- 転出日と同日で転入できない場合、各種資格の加入期間に空白が生じたり、税の二重課税となり、米沢市での手続きが必要となる場合があります。(例：国民健康保険、医療給付等)
- 転出届後、コンビニ交付サービス(米沢市の住民票の写しや印鑑登録証明書等の発行)はご利用いただけません。ご了承ください。

マイナンバーカード・住基カードによる特例転出された方へ

- 転入手続きについて
 - ・届出する方は、必ずマイナンバーカード・住基カードを持参してください。(暗証番号の入力が必要です)
 - ・本人以外の方が届ける場合、委任状が必要になる場合がありますので、転入先の市町村にお問い合わせください。
 - 再度、米沢市で転出届が必要となる場合
 - ・転入届をせずに、転入した日から14日を経過した場合
 - ・転入届をせずに、転出予定日から30日を経過した場合
- ※カードは失効するため、継続利用の手続きはできません。
- カードの継続利用について
 - ・届出する方の他にカードをお持ちの方がいる場合は、転入手続き後、90日以内にカードの継続利用の手続きをしてください。手続きをしなかった場合、カードは失効されます。
 - ・別世帯の代理人が届ける場合、即日処理はできません。
- ※なお、詳しい手続きについては、転入先の市町村にお問い合わせください。

お問合せ先
米沢市役所市民課記録担当
TEL:0238-22-5111(代表)